

税タイムス

発行 公益社団法人 厚木法人会
 (厚木市・愛川町・清川村)
 編集 税タイムス実行委員会
 厚木市栄町一丁目16番15号

あなたの税金は こんなところにいきている

地域を超えた警備・災害対策

私たちの地域を守っている警察署では、どのような活動が行われているのでしょうか。今回は神奈川県厚木警察署にお話を伺いました。

■東京オリンピック、

パラリンピックの成功に向けて

厚木警察署は、普段からスポーツなどの各種イベントの警備でも地域の安全を図っています。今年7月に開催される東京オリンピック、パラリンピックにおいて、県内ではセーリング、サッカー、野球、ソフトボールが開催される予定です。世界中から多くの選手や応援団、観光客が訪れるため、事前に警備体制を敷いて、トラブルを未然に防ぐことが課せられています。



「トラブルを回避して、事件・事故を少しでも減らす。」これらの努力が、東京オリンピック、パラリンピックを成功に導くのです。

■災害対策について
 昨年、日本に上陸した過去最大級の台風による突風や大雨による河川の氾濫、決壊など、地域によっては甚大な被害に見舞われ、近年の異常気象に警鐘が鳴らされています。厚木警察署でも、陸上自衛隊や消防署などと連携し、災害対策合同訓練において、水没車両や土砂埋没車両からの救助訓練や倒壊家屋からの救助訓練などが実施されています。

また、神奈川県警察では平成24年に「神奈川県警察災害派遣隊」が新設されました。広域緊急援助隊は、いち早く県内外の被災地に到着し、救援救助を行うというものです。いつ起こるかかわからない災害等に対して、皆さんも水や食料の備蓄、避難経路の確認などを行うことを心がけましょう。このように私たちが納めている税金は、日頃の安全・安心を確保するためにいかされています。

※ 厚木警察署は、平成30年12月に新庁舎に移転しました。旧庁舎は50年にわたり使用されてきましたが、建物の老朽化に伴い、新庁舎が建設されました。新庁舎は、厚木市立病院と厚木税務署の間に位置した場所になります。庁舎内は地域の皆さんが来訪された場合でも、わかりやすく整備されています。

地域に密着した法人会活動

◆第14回地域ふれあい講演会

毎年、著名人を招いて地域住民の皆さんを対象に講演会を実施しています。昨秋には、アパホテル㈱取締役社長の元谷美子(もとや ふみこ)氏を招き「私が社長です。」をテーマに開催しました。約800名の観客を前に、笑いとともに溢れる話で大好評の講演会でした。



▲第14回地域ふれあい講演会(昨年10月開催)

◆子どもたちへの租税教育活動

「税について考えよう」

ペットボトルロケット大会

青年部会は、地域の皆さんをはじめ、各小学校にも参加を呼びかけ、「税について考えよう」とペットボトルロケット大会を実施しています。青年部会が講師となり、クイズ形式による租税教室や税金かるた大会を行い、税の役割や大切さを学ぶとともに、家族でペットボトルロケットを製作して飛行距離を競い合い、楽しみながら税についての理解と意識啓発を図る活動を行っています。



◆税に関する絵はがきコンクール

女性部会は、管内(厚木市・愛川町・清川村)の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。



います。子どもたちに、税の大切さや税の果たす役割など、理解と関心を深めてもらうため、税金で造られている建物・施設、税金で行われる仕事などの「税の絵はがき」を募集して、今回も多くの作品が集まりました。

◆税の標語を募集

当会では、税について理解を深めていただくため「税の標語」を募集しています。この機会に税のことを考えてみてはいかがでしょうか。入賞者には記念品を贈呈いたします。是非ご応募ください。

《賞》

- 最優秀賞(1点) : 会長表彰状及びクオカード1万円
- 優秀賞(1点) : クオカード5千円
- 佳作(3点) : クオカード3千円

【応募方法】

作品(一人一点)に、氏名、住所、電話番号を明記のうえ、郵送もしくはFAX、またはメールで3月末日までに裏面の応募先(厚木法人会)へお送りください。

親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置が講じられます。

次に基礎控除につきましては、合計所得金額が2400万円以下の場合、一律10万円引き上げます。

具体的には、所得税の場合は令和元年までの基礎控除額38万円が48万円に引き上げられ、個人住民税の場合は令和2年度までの基礎控除額33万円から43万円に引き上げられます。また、合計所得金額が2400万円超の場合には、基礎控除はその合計所得金額に応じて控除額が適減(ていげん)し、合計所得金額が2500万円を超えると基礎控除の適用はありません。

なお、これらの税制改正は令和2年分以後の所得税(国税)及び令和3年度分以後の個人住民税(地方税)について適用されます。



◆税を考える週間「街頭広報」

国税庁の「税を考える週間」(11月11日から17日まで)協賛行事では、更なる納税意識の向上を図るため、厚木税務署ならびに関係団体と協力して、イオン厚木店前において街頭広報を行っています。税金クイズや税の標語の募集、税理士による税の無料相談、また税に関するパンフレットの配布や税の作品展を開催しています。



ものしいTAX

給与所得控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除の控除額を引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を引き上げます。

具体的には、給与所得控除額は給与等の収入金額が850万円以下の場合、令和元年と比べ一律10万円引き下げます。また、850万円超の場合には、給与所得控除額は上限額の195万円(令和元年は220万円)に引き下げます。但し、給与等の収入金額が850万円超の場合でも、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養

厚木税務署からのお知らせ

令和元年分の

所得税等の確定申告について

■パソコンやスマホで作成できます！

自宅等のパソコンやスマートフォンから簡単にe-Tax（電子申告）ができます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方でも、事前に税務署で本人確認の上、「IDとパスワード」の発行を受ければ、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Tax送信することができます。

■QRコードを利用したコンビニ納付

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」又はコンビニ納付用QRコード作成専用画面から、納付情報を入力し「QRコード」を作成することで、納付書の取得のため、税務署に向くことなく、お近くのコンビニで納付することができます。

■申告及び納税の期間

◎所得税及び復興特別所得税

2月17日（月）～3月16日（月）

還付申告は2月14日（金）以前でも提出できます。

話のネタに！

【介護保険】



皆さん、介護保険をご存じですか。よく医療保険と比較されますが、例えば国民健康保険や職場加入の社会保険については、具体的にその制度内容がお分かりになるとは思います。病気やケガで入院や通院をした場合に、保険証を提示すれば、基本3割の自己負担で済みます。残りの7割は、保険制度ですので保険料と公費負担（要するに税金です）が病院や診療所に支払われるという仕組みです。

◎贈与税

2月3日（月）～3月16日（月）

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月6日（月）～3月31日（火）

◎申告書作成会場の開設期間

2月17日（月）～3月16日（月）

土、日及び祝日を除きます。

ただし、2月24日（月）及び3月1日（日）は開場しません。

申告書作成会場では、所得税の申告は、「スマートフォン」による電子申告を推進しております。また、申告書作成の受付は午後4時までです。

問合せ先 厚木税務署

電話（221）3261（代表）



市町村からのお知らせ

市町村民税・県民税の申告期限は3月16日までですので、お早めの申告をお願いします。

また、申告にあたっては個人番号（マ

イナンバー）の記入と本人確認が必要となります。申告の際には申告者の個人番号カードまたは通知カード及び身分確認書類（免許証、保険証等）が必要となりますので、忘れずにお持ちいただきませうようお願いいたします。

◆厚木市役所からのお知らせ

市民税・県民税申告書の受付は、市民税課（本庁舎2階5番窓口）で行っているほか、市内公民館を巡回した受付も実施しています。

申告が必要な方は、3月16日（月）までに必要書類を添付して、お近くの公民館（地区市民センター）又は市民税課に提出されるか、市民税課宛に郵送してください。詳しい日程等は、市ホームページで確認をお願いします。なお、不明な点については、市民税課までお問合せください。

◎申告会場の日程（平日のみ開設）

- ◇各公民館（地区市民センター）
 - 2月3日（月）～3月2日（月）
 - 午前9時から午後2時まで
- ◇市役所本庁舎4階大会議室
 - 3月10日（火）～3月12日（木）
 - 午前9時から午後4時まで

では、介護保険に加入していれば、医療保険と同様に、介護が必要な状態になったら、介護事業所に行つて、介護保険証を提示して自己負担を支払えば、介護サービスが受けられるのでしょうか。

医療保険との決定的な違いは、要介護1といった介護認定を受けなければ介護サービスが受けられないという点です。

65歳になると市町村から介護保険証が郵送されてきますが、そのままでは使用できません。介護認定を受けて要介護度が記載された保険証と差し替えられて利用できるようになります。制度の主な流れは次のとおりです。

加齢が原因となる病気等により介護保険サービスを利用しなくては日常生活が

困難となった場合、①お近くの地域包括支援センターで相談、②市町村の介護保険担当窓口で介護認定申請、③介護認定調査員による調査、④介護認定審査会における審査、⑤おおよそ1か月後の認定結果により要介護度とサービス量の上限が決定、⑥一般的には地域包括支援センターを通じてケアマネジャーの紹介、契約、⑦ケアマネジャーがケアプランを作成して必要な介護サービスの種類と量を決定、⑧利用者が介護保険サービス事業者と契約を交わして、やっとデイサービスや訪問介護等を利用できるようになります。



●ぜいきんクイズ●

令和2年分以降、所得税に適用される給与所得控除から基礎控除への振替につき、次の文章の（ ）に入る言葉の正しい組み合わせはA～Cのうちどれでしょうか？

- ① は給与等の収入金額が850万円以下の場合、令和元年度と比べ一律10万円（ ）ます。
- ② につきましては合計所得金額が2400万円以下の場合、一律10万円（ ）ます。

※原則として、市民税・県民税の申告の受付となります。

※所得税の確定申告の相談・申告等は、厚木税務署へお願いします。

問合せ先 厚木市役所市民税課

電話（225）2010（直通）

【市税の納付方法について】

安心・便利で納め忘れのない口座振替のほかにコンビニ納付・ペイジー納付ができます。また、「ヤフー・公金支払い」のサイトを利用したクレジットカード納付もできます。

問合せ先 厚木市役所収納課

電話（225）2020（直通）

◆愛川町役場からのお知らせ

確定申告相談会の詳しい日程、会場などは1月15日発行の「お茶の間通信」をご覧ください。

問合せ先 愛川町役場 税務課 町民税班

電話（285）6915（直通）

【町税の口座振替の利用について】

町では、納付が便利な口座振替制度の利用をお勧めしています。手続きは、町指定の金融機関およびゆうちょ銀行・郵便局で簡単にできます。

問合せ先 愛川町役場 税務課 収納班

電話（285）6917（直通）

◆清川村役場からのお知らせ

2月17日から3月16日まで（土曜・日曜日を除く）の間は、簡易な確定申告（給与・年金所得など簡易な申告のみ）の受

- A ①基礎控除 ②引き下げ
- B ①給与所得控除 ②引き上げ
- C ①給与所得控除 ②引き下げ

【応募方法】

ハガキに答えと氏名、住所を明記のうえ、郵送で2月14日までに左記の応募先（厚木法人会）へお送りください。正解者の中から抽選で50名の方に粗品を進呈いたします。

付・相談も併せて行います。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 課税係

電話（288）3859（直通）

【村税の口座振替の利用について】

村税などの納付は、便利な口座振替をご利用ください。お申込みは、村指定の金融機関および役場で簡単にできます。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 収納係

電話（288）3859（直通）

発行に寄せて 公益社団法人 厚木法人会

本紙「税タイムス」は、地域住民のみならず、税の啓発活動を推進するために毎年発行しています。法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。70年を超える歴史を有し、全国で約80万社が加入しています。税制改正に関する提言活動をはじめ、税務・経営等の研修会や講演会、また租税教育や税の啓発活動など、税を中心とした様々な事業を行っております。今後も地域社会への貢献活動を展開して参りたいと思っております。皆様のご理解と協力をお願い申し上げます。なお、本紙の配付につきましては、各自治会組織のみならず、ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。



【応募先】

〒243-0017
厚木市栄町一丁目16番15号
公益社団法人 厚木法人会
電話（221）1055
FAX（222）3808
E-mail info@a-net.or.jp

国税の申告と納税は
e-Tax（イータックス）
地方税の申告と納税は
eLTAX（エルタックス）
申告と納税はインターネットで